

田川広域水道企業団水道施設台帳システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 契約事項の名称

水道施設台帳システム構築業務委託

(2) 業務の目的

水道施設台帳の整備は令和元年10月に施行された水道法の一部改正により義務化され、その整備の方法として電子化が強く推奨されており、本企業団においても実施時期を検討してきたところである。令和9年度には本企業団の新浄水場が稼働開始となり、本企業団を構成する1市3町が整備してきた旧来の施設の統合が大きく進展することから、これを機に水道施設台帳システム（以下「本システム」という。）を導入し、新たな施設に相応しい施設管理体制を確立することとした。

この実現に向けて、本業務において本企業団の保有する水道施設における設備機器のデータベースを構築するとともに、工事竣工図等の図書を電子化及びデータベースとの連携を図り、アセットマネジメントを活用した維持更新計画の検討やコスト管理の高度化を実現するとともに、DXの推進によって情報の検索、参照、共有等を効率化し、職員の業務効率化に寄与する最適なシステムを構築することを目的とする。

(3) 業務内容

別添「田川広域水道企業団水道施設台帳システム構築業務委託仕様書」のとおり。

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(5) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(6) 提案限度額

56,463,000円（消費税相当額を含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる(1)、(2)のいずれかにおいて、各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

- ① 法人格を有し、本業務に関する委託契約を企業団との間で直接締結できる民間事業者、団体であること。
- ② 田川広域水道企業団建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（令和5年告示第12号）及び構成団体の指名停止の措置要領等による指名停止期間中にないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- ⑤ 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- ⑥ 他の参加申請書の提出者と資本又は人事面において強い関連がない者であること。ただし、「資本又は人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
- I 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第4条第2項及び第4項に該当する者又は会社
- II 一方の会社の役員（株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役、持株会社の業務を執行する社員及び法人格のある組合等の理事に限る。）が、他の会社の役員を現に兼ねている会社
- III 一方の会社の役員の配偶者及び親子関係にある者が、現に他の会社の役員の職にある会社
- ⑦ 暴力団員による不当な行為等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は役員が暴力団員でない者であること。
- ⑧ 情報セキュリティマネジメントシステム（IS027001）又はプライバシーマークのうちいずれか1つ以上取得していること。
- ⑨ 他事業体で過去5年以内に水道施設台帳システム構築または運用保守について九州圏内で実績を有すること。

（2）共同企業体の要件

- ① 自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
- ② 代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として発注者と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は発注者に対して全ての責任を負うものとする。
- ③ 前項第2号から第7号までの要件については、共同企業体の全ての構成企業が満たしていること。但し、代表企業については、前項第8号及び第9号の要件を満たしていること。

3 契約締結までのスケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表1のとおりである。受付は原則、平日8時30分から17時までとする。ただし、期日を指定している項目については、この限りでない。また、土曜日、日曜日及び祝日など、田川広域水道企業団の休日にに関する条例（平成2年条例第1号）第1条に規定する休日には、受付等を行わない。

表1 契約締結までのスケジュール

	内容	期日
1	公告／申込関係書類配布開始（HP掲載）	令和8年2月2日（月）
2	質疑の受付期限	令和8年2月9日（月）17時まで
3	質疑回答予定日	令和8年2月16日（月）
4	参加申請書等の受付期限	令和8年2月20日（金）12時まで
5	企画提案書等の提出期限	令和8年3月3日（火）17時まで
6	企画提案プレゼンテーション	令和8年3月9日（月）
7	審査結果の通知予定	令和8年3月16日（月）
8	契約締結予定日	令和8年3月26日（木）

※スケジュールは参加者の状況などにより、変更する場合がある。

4 プロポーザルの手続等

事務局

〒825-8501

福岡県田川市中央町1番1号 田川市役所別館2F

田川広域水道企業団 総務課

電話 0947-23-2147

FAX 0947-23-2148

E-mail soumu@lg.tksk.or.jp

5 契約を行う部署

4の部局とする。

6 質疑・回答

(1) 提出方法

質問書（様式第6号）を郵送又はメール。

ア 必ず電話等で送信した旨を伝えること。

イ 電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和8年2月9日（月）17時まで

(3) 提出先

4の部局とする。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、一括して企業団ホームページにて公表する。

(5) 回答予定日

令和8年2月16日（月）

7 参加申請書及び提案書の提出期限等

(1) 提出書類

①プロポーザル参加申請書（様式第1号）

共同企業体による参加申請を行う場合は、様式第1号の2を使用すること。

②誓約書（様式第2号）

共同企業体による参加申請を行う場合は、様式第2号の2を使用すること。

③会社概要（様式第3号）

共同企業体による参加の場合は、全参画企業分を提出すること。

④実績調書（様式第4号）

契約書の写しを添付すること。

共同企業体による参加の場合は、代表構成員の実績を提出すること。

⑤共同企業体協定書兼委任状（様式第5号）

共同企業体による参加申請を行う場合にのみ提出すること。

⑥履歴事項全部証明書（登記簿謄本の写し）

共同企業体による参加の場合は、全参画企業分を提出すること。

⑦財務諸表の写し（直近決算のもの）

共同企業体による参加の場合は、全参画企業分を提出すること。

⑧法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日の直前3か月以内に発行されたもので写しでも可）

共同企業体による参加の場合は、全参画企業分を提出すること。

⑨役員等調書及び暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（様式第4号の2、様式第4号の3）

共同企業体による参加の場合は、全参画企業分を提出すること。

⑩印鑑登録証明書の写し

共同企業体による参加の場合は、全参画企業分を提出すること。

⑪企画提案書（紙及び電子媒体：電子媒体にはMSWord、MSExcel、MSPowerpoint、PDFのいずれかのソフトを利用したファイルで提出すること。）及び提案書概要並びに【別紙1】機能一覧表（様式第8号）

⑫見積書及び見積内訳書（任意様式）

⑬保守費用にかかる見積書（令和9年度以降）（任意様式）

(2) 提出期限

ア 参加申請書等（提出書類①から⑩）

提出期限：令和8年2月20日（金） 12時まで

イ 企画提案書等（提出書類⑪から⑬）

提出期限：令和8年3月3日（火） 17時まで

(3) 提出場所

4の部局とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）

(5) その他

参加の申請をしない者は、本提案に参加することができない。

提案書等の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

提出された提案書等は、返却しない。

提案書について不明な点がある場合は、個別に質問を行うことがある。

8 企画提案書等の作成要領

(1) 表紙に「田川広域水道企業団水道施設台帳システム構築業務企画提案書」と記載すること。

(2) 仕様書に記載の要件について遵守することが困難な場合には、企画提案書上に代替案等を含めて明記すること。

(3) 企画提案書はA4版縦もしくは横とし、説明は横書きで記載すること。

(4) 企画提案書はMSWord、MSExcel、MSPowerpoint、PDFのいずれかのソフトを利用して作成すること。ただし、添付する図表や図面はこの限りではない。なお、電子ファイルで納入する企画提案書に記載された図表等については、前述のファイル上に添付し、本企業団において印刷及び閲覧が可能なものとすること。

(5) 文字サイズは、原則として10.5ポイント以上で作成すること。ただし、図表等に関してはその限りではない。

- (6) 目次及びページ番号を付与すること。
- (7) 企画提案書は、表紙、目次及び別添資料を除いて A4 版 20 ページ程度とすること。
- (8) 企画提案書に記載する提案内容は、別添の「評価項目一覧」に記載された「評価内容」の事項に従って記載すること。
- (9) 企画提案書概要は A4 版横、横書きで提出すること。
- (10) 企画提案書及び企画提案書概要並びに【別紙 1】機能一覧表（様式第 8 号）は、各 15 部ずつ提出すること。

9 見積書の作成要領

- (1) 見積書は、以下の金額を合算した消費税等を含む金額を記載すること。また、見積内訳書は、以下の金額の各々についての金額を消費税別で記載すること。
 - ア 打合せ及び会議参加、議事録作成に係る費用
 - イ システム構築の費用
 - ウ ソフトウェアの費用
 - エ 調査及びデータ構築に係る費用
 - オ 納品物作成に係る費用
- (2) 保守費用にかかる見積書には、令和 9 年度以降のシステム保守サポートにかかる年間費用を記載すること。

10 企画提案プレゼンテーションの実施

(1) プrezentation の概要

企画提案書を提出した提案事業者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは企画提案書もしくは企画提案書概要に基づいて実施すること。

プレゼンテーションの説明は、別添の「評価項目一覧」に記載された「評価内容」の事項に従って行うこと。

なお、必要に応じて本システムのデモ画面等を用いた説明を可とするが、デモ画面等企画提案書もしくは企画提案書概要以外の資料を使用する場合は、プレゼンテーション当日に事務局の了承を得ること。

説明時間は最大で 40 分以内（質疑込みで 1 社最大 1 時間程度）を想定しているため、簡潔な説明を心掛けること。プレゼンテーション当日に事務局が示す時間内に説明が終了しない場合は、説明を打ち切るので注意すること。

プレゼンテーションの実施に当たり、VDI ケーブル、プロジェクタ、スクリーン、電源は事務局が用意するが、資料映写に使用するパソコンは提案事業者が用意すること。

なお、プレゼンテーションの中の説明においては、本システムの機能説明（いわゆるデモ）を含めることとする。その場合でも説明時間は 40 分以内を厳守すること。また、デモの実施に当たり会場外部からインターネットに接続してリモートでデモを行うことは不可とする。

ア 実施日 令和 8 年 3 月 9 日（月）

イ 集合時間及び開始時間は、企画提案書等の提出後に事業者に対して通知する。

なお、本企業団の庁内業務の関係でプレゼンテーションの日時が変更になる場合があるので留意すること。

(2) 提案事業者が多数となった場合の取扱い

提案事業者が4社以上となった場合には、本企業団において企画提案書及び見積金額による審査を行い、上位3社をプレゼンテーションの有資格者とする。この場合プレゼンテーションの実施前に有資格者か否かの参加資格審査結果通知を行うが、プレゼンテーションの直前の通知となる場合があるので留意すること。

ア 参加資格審査結果通知予定日 令和8年3月4日(水)

1.1 審査について

事業者の選定に当たっては、提出された企画提案書類をもとに提案書に対する質疑及びプレゼンテーションを経たうえで総合的に審査し、最も高い総合評価を得た事業者を優先交渉権者に選定する。

(1) 審査委員会

ア 事業者の選定に当たり、「田川広域水道企業団水道施設台帳システム構築業務委託プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置する。

イ 審査委員会は、田川広域水道企業団職員、ITアドバイザーで構成する。

ウ 審査委員会会議は非公開とする。

(2) 評価方法及び結果の通知

企画提案書に関する質疑及びプレゼンテーションを実施し、その内容を総合的に評価する。

審査委員会の審査結果については、プレゼンテーションを実施したすべての事業者に文書にて通知し、企業団ホームページにおいて公表する。なお、優先交渉権者に特定された事業者には電話、E-mail等で早期に通知を行う。

ア 通知予定日 令和8年3月16日(月)

(3) 受託事業者の選定

審査委員会において評価した点数の順に優先順位を付けたうえで、参加資格を有する最も優れた提案者が優先交渉権を得るものとする。評価点が同点の提案者があった場合には、提案見積額が低額の提案者を優先交渉権者又は上位の交渉権者に選定する。

なお、優先交渉権者及び次点以降の交渉権者は、総評価点の6割以上の評価点を得なければならない。

契約については、優先交渉権を得た提案者と協議のうえ締結することとし、協議がまとまらない場合は優先順位の次点の提案者と協議を行う。

1.2 プロポーザル参加の辞退

本プロポーザルに参加する提案者は、優先交渉権者が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。

この場合は、担当部局に「参加辞退届(様式第7号)」(共同企業体で参加を辞退する場合は、様式第7号の2)を提出すること。

なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

1.3 留意事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 審査委員又はその関係者に選定に関する接觸を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の経営事情等の変化により、業務の履行が困難であると企業長が判断したとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等を行ったことにより、契約候補者としてふさわしくないと企業長が判断したとき。
- (5) 契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

1.4 その他

- (1) 本プロポーザル参加に関し必要な費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提案者は、1つの提案しかできない。
- (3) 提案に際して使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (4) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。
- (5) 全般的な留意事項として、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力専門用語を使用せず、平易な表現で記載すること。
- (6) 提出された書類は返却しない。また、本企業団はこの書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (7) 本案件に係る情報公開請求があった場合には、田川広域水道企業団情報公開条例（平成31年条例第5号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (8) その他システムの詳細は仕様書による。
- (9) 本業務において本企業団より提案者及び受託者に提供する水道施設に係るデータ等の著作権は、すべて本企業団に帰属する。

水道施設台帳システム構築業務 評価項目一覧

評価項目	評価内容		評価の着眼点	配点
提案者に関する概要	①	会社概要	本業務を安定的に遂行するために十分な経営基盤（資本金、従業員、創業年数、事業所在地等）を有しているか。	40点
	②	業務実績	過去5年以内に、同種・同規模のシステム構築・運用保守の実績を有しているか。	40点
	③	本業務の目的に関する理解	当企業団が抱える課題・問題点を理解したうえで、本業務によって達成すべき目的が明示されているか。	40点

プロジェクト要件	①	プロジェクト管理	仕様書に示す各管理項目に対する手段が具体的に示されているか。（進捗管理、リスク管理、セキュリティ）	40点
	②	プロジェクト体制	本業務の遂行に十分な実施体制となっているか。	40点
機能要件・非機能要件	①	システム構成	システムの画面構成は、職員が円滑に業務できるように配慮されたシンプルで分かりやすいものとなっているか。	40点
	②	基本機能	業務を実施するにあたり、画面の切替（遷移）が少なく、スムーズに処理できるか。	80点
	③	データ構築	効率的かつ正確なデータ構築の計画および手順が明示されているか。	80点
	④	拡張性	本業務の実施に有効、有益な追加提案等が具体的に示されているか。	40点
保守・点検	①	保守・点検	本システムを安定的に運用するために十分な保守計画・体制が示されているか。	40点
プレゼンテーション	①	説明の明確さ、わかりやすさ	プレゼンテーションの説明が平易で分かりやすく、質問に的確に回答しているか。説明や会頭に不明瞭な点はなかったか。	120点
提案価格	①	提案価格（構築費用）	本業務の見積書について評価	120点
	②	提案価格（運用保守費用）	保守費用にかかる見積書について、1年度あたりの総額を評価	80点

800点